

平成30年度
第11回八幡平市農業委員会総会
議 事 録

平成31年 3月25日開催

八 幡 平 市 農 業 委 員 会

平成30年度第11回八幡平市農業委員会総会議事録

告示年月日	平成31年3月18日					
告示事件	別紙告示写しのとおり					
招集年月日	平成31年3月18日					
招集場所	八幡平市役所ホール棟大ホール					
開閉会日時 及び宣言	開会	平成31年3月25日 13時00分			議長	山本 範夫
	閉会	平成31年3月25日 14時32分			議長	山本 範夫
応招（不応招） 委員及び出席 並びに欠席委員 出席 17名 欠席 2名 凡例 ○ 出席 ▲ 欠席 △ 遅延 ● 退席 × 不応招	議席 番号	委員氏名	出欠席	議席 番号	委員氏名	出欠席
	1	三浦 美恵子	○	11	藤村 勇三	▲
	2	日戸 重雄	○	12	立柳 優	○
	3	小山田 和義	○	13	高橋 由則	○
	4	高橋 正志	○	14	古川 美枝子	○
	5	國司 功	○	15	藤原 純子	○
	6	大森 直子	○	16	松村 勝彦	▲
	7	熊澤 威人	○	17	竹田 和夫	△
	8	伊藤 友美	○	18	石羽根 正志	○
	9	菊田 健生	△	19	山本 範夫	○
10	中村 一彦	○				

遅延：議席番号17 竹田和夫 13:05 着席 第1号議案より出席

遅延：議席番号9 菊田健生 13:49 着席 第6号議案より出席

議事録署名委員	議席番号 8番	伊藤 友美	議席番号 18番	石羽根 正志
八幡平市農業委員会会議 規則第14条第1項の規定により説明のため出席 した者の職・氏名	職 名	氏 名		
	事務局長	畑 山 直 巳		
	事務局長補佐 兼農業振興係長	立 花 浩		
	農地調整係長	根 守 緑		
	農地調整係主任	高 橋 武 士		
	農地調整係主事	古 川 忠 彦		
	農業振興係主任	佐 々 木 桂		
議 事 次 第	別紙のとおり			
附 議 事 件	別紙、議事次第に同じ			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

1 開会（13時00分）

事務局（畑山事務局長）

御起立願います。相互に礼をお願いします。

（礼）

ご着席願います。

（全員着席）

欠席委員の報告をいたします。総会資料の2ページをお開き願います。3番、欠席委員でございます。届出欠席でございます。9番 菊田健生 委員、所用のため、11番 藤村勇三 委員、別会議出席のため、16番 松村勝彦委員、所用のため、届出欠席3名でございます。17番 竹田和夫 委員からは連絡がございません。無届の欠席、1名でございます。3番の欠席委員数は4名でございます。出席委員が15名となります。以上報告といたします。

それでは、会長、進行をお願いします。

議長（山本会長）

ただ今から平成30年度八幡平市農業委員会第11回総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、19名中15名であります。定足数に達しておりますので会議は成立いたします。

2 議事録署名人の選任

議長（山本会長）

次に議事録署名人の選任についてお諮りします。

会議規則第31条第2項の規定による議事録署名人の選任については、当職から指名して選任することにしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山本会長）

異議なしと認めます。よって議事録署名人には8番 伊藤友美 委員と18番 石羽根正志 委員を指名します。

3 会期の決定

議長（山本会長）

次に、平成30年度八幡平市農業委員会第11回総会の会期についてお諮りいたします。

第11回総会の会期は平成31年3月25日、1日間とすることにしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山本会長）

異議なしと認めます。よって、平成30年度第11回総会の会期は、平成31年3月25日の1日間

とすることに決定いたしました。

4 報告

議長（山本会長）

次に、事務局から平成 30 年度第 13 回の運営委員会報告を行います。

事務局（立花事務局長補佐）

それでは、平成 30 年度第 13 回運営委員会報告を致します。総会資料の 3 ページをお開き下さい。平成 31 年 3 月 8 日（金）午前 10 時から八幡平市役所 3 階大会議室におきまして行われました。はじめに報告及び連絡となります。次第のとおり、3 項目の報告及び連絡を行いました。内容について、ご説明をいたします。要点のみとさせていただきます。4 ページの左上、「3 報告・連絡事項」となります。

1 項目目、平成 31 年 3 月以降の主な会議・日程等についてとなります。内容について、事務局から説明を行いました。

2 項目目、八幡平市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者審査委員会の結果についてとなります。審査の結果、応募者 1 名が推進委員として適格との意見となったことの報告と、委嘱までの日程の説明を行いました。詳細につきましては、後ほど行われます議案第 10 号の中でご説明をいたします。

3 項目目、平成 30 年度荒廃農地調査結果についてとなります。調査結果の内容について、事務局から説明を行いました。改めまして、本日の第 4 回合同会議の報告・連絡事項で調査結果の報告を行うこととしております。

続きまして協議事項となります。5 項目の協議を行いました。それでは、協議内容についてご説明をいたします。要点のみとさせていただきます。4 ページの左中ほど、「4 協議事項」となります。

協議事項 1 項目目、平成 30 年度第 11 回総会についてとなります。本日、第 11 回総会の運営について協議を行い、午後 1 時からの開催と決定され、農業委員の皆様にご通知をいたしたところでございます。また、議案内容についてもご協議をいただき、本日の議案の提出となるものです。

2 項目目、平成 30 年度八幡平市農業委員会活動計画の「目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」についてと、3 項目目、平成 31 年度八幡平市農業委員会活動計画の「目標及びその達成に向けた活動」についてとなります。内容及び作成スケジュールについて協議を行い、事務局で提案した作成スケジュールに基づき進めることで決定されましたが、改めまして、本日の第 7 回農業委員会協議の協議事項で農業委員の皆様からご協議いただくこととしております。

5 ページ左上となります。4 項目目、平成 31 年度における農業委員会総会等の運営についてとなります。質疑内容と会議内容を 6 ページまで掲載しております。農業委員会総会などの会議及び地区調査会の運営と農地コーディネーターからの情報提供の取扱いについて、協議を行いました。運営委員会の中では、第 7 回農業委員会協議で協議を行うこととしておりましたが、農業委員会全体にかかわる案件であるため、第 4 回合同会議の協議事項で、農業委員及び推進委員の皆様からご協議いただくことといたしました。ご了承をお願いします。

5 項目目、農地転用等現地調査についてとなります。内容について協議を行い、事務局が提案した案のとおり決定されましたが、改めまして、第 7 回農業委員会協議の協議事項で、農業委員の皆様

から協議をいただくこととしております。また、推進委員の出席を求める内容もあるため、同じく第4回合同会議の協議事項で推進委員の皆様からもご協議いただくこととしております。

続きまして、7ページの左下、「5その他」となります。要点のみとさせていただきます。

全国農業新聞の購読のお願いについて、要望が出されました。この要望に対して、本日の第4回合同会議のその他で、農業委員及び推進委員の皆様提案を行うこととしております。続いて事務局から5件の事務連絡を行いました。内容を記載しておりますので、後ほどご一読お願いいたします。

以上、平成30年度第13回運営委員会において協議決定したので、運営委員会規程第8条に基づき報告します。平成31年3月25日 運営委員長 山本範夫。以上でございます。

議長（山本会長）

ただいまの「平成30年度第13回の運営委員会会議報告」につきまして、何か聞きたい事がありましたら、ご発言をお願いします。ご質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

無いようですので、次に進みます。次に、農地法に関する業務報告を行います。

事務局（根守農地調整係長）

それでは、会議資料の9ページをご覧ください。

ここで、資料の訂正をお願いいたします。9ページ下になりますが、現地調査について6)としておりますが、ここは8)になりますので、訂正をお願いいたします。

それでは、平成31年2月25日から平成31年3月24日までの業務報告をさせていただきます。

1)から7)までは各種処理を行った件数になっておりますので、のちほどお目通しいただければと思います。続きまして、8)の総会案件に係る現地調査でございます。現地調査の調査日は3月15日の金曜日でございます。20件の現地調査を行いました。当日の調査委員は、1番委員 三浦美恵子 委員、2番委員 日戸重雄 委員、3番委員 小山田和義 委員の3名でございます。また、事務局からは高橋主任、古川主事、私の3名が随行しております。のちほど議題とされます現地調査の参加人員、日時等の報告につきましては、ただいまの報告をもって割愛させていただきたくておりますので、よろしくをお願いいたします。それでは、業務報告は以上となります。

議長（山本会長）

報告が終わりました。何かお聞きしたい事がありましたら、発言をお願いします。ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

無いようですので、次に進みます。

議案の審議に先立ちまして、会議の進め方について、ご協力をお願いします。ご質問等のある方は挙手の上、議長の許可を得てから議席番号・氏名を申し述べて質問をするようにお願いします。また、個人を特定できるような発言はしないように、ご協力をお願いします。

5 議事

議長（山本会長）

それでは直ちに議案の審議を行います。

本総会の採決の方法は、八幡平市農業委員会会議規則第 25 条第 1 項を適用し、起立によるものとします。

○議案第 1 号『農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否の決定について』

議長（山本会長）

議案第 1 号『農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（高橋主任）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の 2 ページをご覧ください。今月の申請は 10 件となっております。

申請番号 1、星沢 17、田、1,264 m²を含む 2 筆 3,111 m²です。賃貸借権の設定です。申請地は今まで譲渡人がりんどうを作付けしていた農地です。権利設定後も同様に作付け予定とのことです。

申請番号 2、星沢 19、田、3,100 m²です。賃貸借権の設定です。申請地は今まで譲渡人がりんどうを作付けしていた農地です。権利設定後も同様に作付け予定とのことです。

申請番号 3、大更第 42 地割 268、田、1,064 m²です。親子間の使用貸借権の設定です。申請地は今まで世帯で水稻を作付けしていた農地です。権利取得後はりんどうを作付け予定とのことです。

申請番号 4、大更第 44 地割 25 - 1、畑、736 m²です。売買による所有権の移転です。申請地は今まで譲渡人が野菜を作付けしていた農地です。権利取得後も同様に作付け予定とのことです。

申請番号 5、大更第 44 地割 29、田、488 m²です。売買による所有権の移転です。申請地は今まで譲渡人が水稻していた農地です。権利取得後も同様に作付け予定とのことです。

申請番号 6、大更第 13 地割 22、畑、1,170 m²です。売買による所有権の移転です。申請地は今まで譲渡人が自己保全管理していた農地です。権利取得後は牧草作付け予定とのことです。

申請番号 7、帷子第 16 地割 127 - 1、田、404 m²です。売買による所有権の移転です。申請地は今まで譲受人が野菜を作付けしていた農地です。権利取得後も同様に作付け予定とのことです。

申請番号 8、平館第 10 地割 10 - 1、田、424 m²です。売買による所有権の移転です。申請地は今まで譲受人が自己保全管理していた農地です。権利取得後は野菜を作付け予定とのことです。

申請番号 9、平笠第 7 地割 66、畑、1,008 m²を含む 8 筆 12,664 m²です。贈与による親子間の所有権移転です。申請地は今まで世帯で野菜等を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付け予定とのことです。

申請番号 10、平笠第 10 地割 68 番地 1、田、142 m²を含む 3 筆 8,569 m²です。贈与による親子間の所有権移転です。申請地は今まで世帯で水稻を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付け予定とのことです。

申請地の明細については4ページの申請筆別明細をご覧ください。併せて、関係資料の1ページに審査項目の一覧表を掲載しておりますので、ご確認願います。

各申請とも農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上、審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山本会長）

以上で説明が終わりました。次に現地調査結果の報告を議席番号3番 小山田和義 委員にお願いいたします。

3番（小山田委員）

はい、3番の小山田和義と申します。それでは、発表いたします。

申請番号1番ですが、位置は、赤坂田駅から南西へ約1.3kmの地点です。賃貸借権の設定です。申請地はこれまで、譲渡人がりんどうを作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号2番ですが、位置は、赤坂田駅から南西へ約1.3kmの地点です。賃貸借権の設定です。申請地はこれまで、譲渡人がりんどうを作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号3番ですが、位置は、東大更駅から北へ約1.6kmの地点です。親子間の使用貸借権の設定です。申請地はこれまで、世帯で水稻を作付していた農地です。権利取得後はりんどうを作付予定とのことです。

申請番号4番ですが、位置は、東大更駅から北へ約1.5kmの地点です。売買による所有権の移転です。申請地はこれまで、譲渡人が野菜を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号5番ですが、位置は、東大更駅から北へ約1.6kmの地点です。売買による所有権移転です。申請地はこれまで、譲渡人が水稻を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号6番ですが、位置は、大更小学校から南東へ約1.4kmの地点です。売買による所有権の移転です。申請地はこれまで、譲渡人が自己保全管理していた農地です。権利取得後は牧草を作付予定とのことです。

申請番号7番ですが、位置は、西根第一中学校から東へ約1.5kmの地点です。売買による所有権の移転です。申請地はこれまで、譲受人が野菜を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号8番ですが、位置は、平笠小学校から南へ約200mの地点です。売買による所有権移転です。申請地はこれまで、譲受人が自己保全管理していた農地です。権利取得後は野菜を作付け予定とのことです。

申請番号9番ですが、位置は、平笠小学校から西へ約1.1kmの地点に点在しています。贈与による親子間の所有権移転です。申請地はこれまで世帯で野菜等を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付け予定とのことです。

申請番号10番ですが、位置は、平笠小学校から南西へ約400mの地点です。贈与による親子間の所有権移転です。申請地はこれまで世帯で水稻を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付

け予定とのことです。

いずれの農地も周辺農地と同様の作物・栽培方法で行うことから、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないとして、「許可相当」と判断してまいりました。以上です。

議長（山本会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。

なお、農業委員会等に関する法律第31条及び八幡平市農業委員会会議規則第18条に規定する『議事の参与制限』に該当する案件について、これを先に審議いたします。

それでは、申請番号7番の審議を行ってまいりますが、審議に先立ちまして、農業委員会等に関する法律及び八幡平市農業委員会会議規則の規定により、議席番号7番 熊澤威人 委員の退席を求めます。

（7番 熊澤威人 委員 退席確認）

議長（山本会長）

これより、申請番号7番の案件について質疑・討論に入ります。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより申請番号7番の案件について、採決いたします。この案件について、『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、申請番号7番の案件については、『可』と決定いたしました。

ここで、議席番号7番 熊澤威人 委員の着席を求めます。

（7番 熊澤威人 委員 着席確認）

議長（山本会長）

これより、申請番号7番を除く議案第1号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり。）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号7番を除く議案第1号を採決いたします。この案件について、『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、申請番号7番を除く議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』は、『可』と決定いたしました。

○議案第2号『買受適格証明願に対する可否の決定について』

議長（山本会長）

次に、議案第2号『買受適格証明願に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（高橋主任）

（提案理由朗読後、内容説明）

6ページをご覧ください。今月の申請は、2件となっております。

申請番号1、栗木田107-1、田、1,316㎡を含む2筆1,948㎡です。申請人は、水稻及びりんどうを主として、19,376㎡を耕作しており、取得した場合、水稻及びりんどうを作付するとのことです。営農状況は、トラクター、トラックなどを所有し、従事人数は2名、従事日数は240日とのことから効率的に経営すると見込まれます。

申請番号2、小峠90、田、2,745㎡です。申請人は、水稻など5,886㎡を耕作しており、取得した場合、水稻を作付するとのことです。営農状況は、トラクター、コンバインなどを所有し、従事人数は2名、従事日数は160日とのことから効率的に経営すると見込まれます。

併せて、関係資料の4ページに審査項目の一覧表を掲載しておりますので、ご確認願います。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上、審議のほどよろしく願います。

議長（山本会長）

以上で、説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を、議席番号3番 小山田和義 委員に願います。

3番（小山田委員）

3番、小山田和義です。

申請番号1番ですが、位置は田山保育所から北へ約1.5kmの地点です。申請者は、水稲及びりんどうを主として農業をされており、経営面積は19,376㎡です。取得した場合、水稲及びりんどうを作付するとのことです。

申請番号2番ですが、位置は田山保育所から北へ約1.2kmの地点です。申請者は、水稲を主として農業をされており、経営面積は5,886㎡です。取得した場合、水稲を作付するとのことです。

いずれも周辺農地と同様の作物・栽培方法で行うことから、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないとして、許可相当と判断してまいりました。以上です。

議長（山本会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第2号の質疑・討論に入ります。質疑・討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第2号を採決いたします。この案件について、『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第2号『買受適格証明願に対する可否の決定について』は、『可』と決定いたしました。

○議案第3号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』

議長（山本会長）

次に、議案第3号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（古川主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の8ページをお開きください。今月の申請は2件となっております。

申請番号1、平館第25地割161-2、田、1,167㎡でございます。転用の目的は、農家住宅の建設です。内容は、居宅一棟、駐車場、農作業小屋一棟が計画されております。

申請番号2、松尾寄木第29地割370-5、田、671㎡でございます。転用の目的は、駐車場の敷設です。内容は、事業拡張のための駐車場が計画されております。

関係資料の5ページをご覧ください。

申請番号1番と2番、ともに、平成30年10月25日開催第6回総会において、農業振興地域整備計画の一部変更でご協議いただきました案件となり、平成31年1月31日付けで農用地から除外が決定しております。除外後は、両件とも10ha以上の一団の農地で第1種農地と判断されます。例外規定ですが、申請番号1番に関しましては、集落に接続して設置されることが確認されております。申請番号2番に関しましては、既存事業の2分の1までの拡張は認められており、当該案件は既存事業分が2,159㎡に対し、申請面積が671㎡であることから例外規定の既存事業の拡張に該当していることを確認しております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山本会長）

以上で、説明がおわりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号3番 小山田和義 委員にお願いいたします。

3番（小山田委員）

3番 小山田和義と申します。

申請番号1番ですが、位置は、平館高等学校から南へ約500mの地点です。転用の目的は、農家住宅の建設です。現況は、田として利用されておりました。住宅が老朽化したため、自己所有地で現在の住宅に近い申請地を選定したとのことでした。申請地の農地区分は、10ha以上の一団の農地で第1種農地と判断されますが、例外規定においては、集落に接続して建設されることが確認されております。

申請番号2番ですが、位置は、寄木小学校から南へ約600mの地点です。転用の目的は、駐車場の敷設です。現況は、畑として自己保全管理されておりました。現在、自動車整備業で使用している駐車場が手狭となり、隣地である申請地を選定したとのことでした。申請地の農地区分は、10ha以上の一団の農地で第1種農地と判断されますが、例外規定においては、既存事業の拡張に該当することが確認されております。

いずれの農地も、農地の集団化、農作業の効率化、農業上の効率的かつ総合的な利用、土地改良施設の機能などに支障を及ぼすものではないことから、許可相当と判断してまいりました。以上です。

議長（山本会長）

以上で現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第3号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第3号を採決します。本案について、

『許可相当』と意見を決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長 (山本会長)

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長 (山本会長)

よって、議案第3号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』は、『許可相当』として県知事に意見を送付することに決定いたしました。

○議案第4号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』

議長 (山本会長)

次に、議案第4号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局 (古川主事)

(提案理由朗読後、内容説明)

議案の10ページをお開きください。今月の申請は4件となっております。

申請番号1、大更第16地割2-8、畑、851㎡でございます。転用の目的は、親子間の使用貸借権の設定による共同用住宅の建設となっております。内容は、共同用住宅1棟、駐車場が計画されております。

申請番号2、大更第34地割9-11、畑、10㎡を含む2筆249㎡でございます。転用の目的は、売買による一般住宅の建設となっております。内容は、一般住宅1棟が計画されております。

申請番号3、大更第36地割475-2、畑、499㎡でございます。転用の目的は、売買による一般住宅の建設となっております。内容は、一般住宅1棟と庭が計画されております。

申請番号4、田頭第5地割83-1、畑、383㎡でございます。転用の目的は、親子間の贈与による一般住宅の建設となっております。内容は、一般住宅1棟、駐車場が計画されております。

関係資料の5ページと6ページをご覧ください。申請地の農地区分ですが、申請番号1番と3番は市街地に近接した小団の農地に該当することから第2種農地と判断されます。申請番号2番と4番は10ha以上の一団の農地に該当することから第1農地と判断されます。例外規定ですが、申請番号1番の例外規定は、代替性のないことが確認されております。申請番号2番、3番、4番は集落に接続することが確認されております。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 (山本会長)

以上で、説明が終わりました。次に現地調査結果の報告を議席番号3番 小山田和義 委員にお願いします。

3番（小山田委員）

3番小山田和義です。

申請番号1番ですが、位置は、西根インターチェンジから北へ約1kmの地点です。転用の目的は、使用貸借権の設定による共同住宅の建設です。現況は、畑で自己保全管理されておりました。申請土地は父親が所有している農地で、近郊には企業等の事業所が多くあり、単身赴任者や夫婦等の居住希望者が見込まれる為、選定したとのことでした。申請地は、市街地に近接した小団地の農地で第2種農地と判断されますが、代替性がないことを確認いたしました。

申請番号2番ですが、位置は、大更駅から東へ約400mの地点です。転用の目的は、売買による一般住宅の建設です。現況は、畑で自己保全管理されておりました。申請土地は、利便性も良く土地所有者と合意ができたことから選定したとのことでした。申請地の農地区分は、10ha以上の一団の農地で第1種農地と判断されますが、例外規定においては、集落に接続して建設されることが確認されております。

申請番号3番ですが、位置は、西根総合支所から南へ約600mの地点です。転用の目的は、売買による一般住宅の建設です。現況は、畑で自己保全管理されておりました。申請土地は、道路事情も良い場所で、土地所有者と合意ができたことから選定したとのことでした。申請地は、市街地に近接した小団地の農地で第2種農地と判断されますが、例外規定においては、集落に接続して建設されることが確認されております。

申請番号4番ですが、位置は、平笠小学校から西へ約400mの地点です。転用の目的は、贈与による一般住宅の建設です。現況は、畑で自己保全管理されておりました。申請土地は、申請者の父の土地で他に建設できる土地がないことから選定したとのことでした。申請地の農地区分は、10ha以上の一団の農地で第1種農地と判断されますが、例外規定においては、集落に接続して建設されることが確認されております。

いずれの農地も、農地の集団化、農作業の効率化、農業上の効率的かつ総合的な利用、土地改良施設の機能などに支障を及ぼすものでは無いことから、「許可相当」と判断して参りました。以上です。

議長（山本会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第4号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第4号を採決します。本案について、『許可相当』と意見を決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長 (山本会長)

よって、議案第4号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』は、『許可相当』として県知事に意見を送付することに決定いたしました。

○議案第5号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』

議長 (山本会長)

次に、議案第5号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局 (古川主事)

(提案理由朗読後、内容説明)

議案の12ページをお開きください。今月の申請は2件となっております。関係資料の6ページにあります申請一覧表につきましても、あわせてご確認お願いいたします。

申請番号1、大更第32地割136-4、田、193㎡でございます。現況は、自宅への進入路として利用されておりました。

申請番号2、大又沢口19-1、畑、1,193㎡でございます。現況は、木が生い茂り山林化しておりました。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 (山本会長)

以上で、説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号3番 小山田和義 委員にお願いします。

3番 (小山田委員)

はい、3番小山田和義です。

申請番号1番ですが、位置は大更駅から東へ約1.3kmの地点です。現況は、自宅への進入路として利用されておりました。申請地は、昭和51年頃に土地改良事業で新しく出来た道路に出入するために、車でも利用するようになり現在に至ったとのことでした。

申請番号2番ですが、位置は、兄畑駅から北へ約400mの地点です。現況は、木が生い茂り山林化しておりました。申請地は、立地条件が悪くトラクターなどが入れず、平成2年頃から不耕作になり、現在に至ったとのことでした。

いずれの農地も、非農地化され20年以上経過し、農地へ復元不可能であり、農地法第2条に該当する農地ではないものと認められることから「許可相当」と判断してまいりました。以上です。

議長 (山本会長)

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第5号の質疑・討論を行います。

質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (山本会長)

それでは、「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第5号を採決します。本案について、証明願のとおり「可」と決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長 (山本会長)

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長 (山本会長)

よって、議案第5号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

○議案第6号『農用地利用集積計画の決定について』

議長 (山本会長)

次に、議案第6号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局 (高橋主任)

(提案理由朗読後、内容説明)

14ページをご覧ください。今月の申請は、38件となっております。

賃貸借権の設定です。

申請番号1、大更第4地割572-1、田、5,066㎡です。申請番号2、田頭第31地割20、田、983㎡を含む7筆6,942㎡です。申請番号3、平笠第1地割283-1、田、1,680㎡を含む2筆3,574㎡です。申請番号4、平館第19地割12-1、田、495㎡を含む3筆2,460㎡です。申請番号5、平館第20地割15-1、田、464㎡を含む28筆12,945㎡です。申請番号6、平館第20地割9、田、379㎡を含む2筆964㎡です。申請番号7、帷子第8地割31-2、田、982㎡を含む10筆11,202㎡です。申請番号8、荒木田第5地割48-1、田、2,257㎡を含む10筆11,845㎡です。なお、未相続地のため相続人の同意書が添付されております。申請番号9、野駄第7地割267、田、482㎡を含む4筆2,963㎡です。申請番号10、野駄第8地割260、田、1,002㎡を含む31筆、23,340㎡です。申請番号11、松尾寄木第4地割22-1-1、田、1,037㎡を含む2筆1,137㎡です。なお、未相続地のため相続人の同意書が添付されております。申請番号12、寺志田165-5、田、2,322㎡です。申請番号13、寺志田143-5、田、1,769㎡です。申請番号14、大更第20地割219、田、889㎡を含む4筆8,003㎡です。申請番号15、大更第2地割141-18、畑、2,956㎡を含む11筆2,736㎡です。

使用貸借権の設定です。

申請番号 16、大更第 15 地割 155、田、490 m²を含む 6 筆 5,178 m²です。申請番号 17、田頭第 10 地割 122、田、1,845 m²を含む 2 筆 3,267 m²です。申請番号 18、田頭第 34 地割 16、田、1,013 m²を含む 10 筆 7,916 m²です。申請番号 19、田頭第 28 地割 30、田、1,974 m²を含む 4 筆 6,169 m²です。申請番号 20、平笠第 9 地割 109、田、3,037 m²を含む 2 筆 6,051 m²です。なお、未相続地のため相続人の同意書が添付されております。申請番号 21、平館第 20 地割 8、田、179 m²です。申請番号 22、松尾寄木第 4 地割 204、田、1,877 m²を含む 17 筆 22,707 m²です。申請番号 23、平館第 2 地割 219、田、911 m²を含む 5 筆 3,555 m²です。なお、未相続地のため相続人の同意書が添付されております。申請番号 24、野駄第 22 地割 133、田、398 m²です。申請番号 25、野駄第 1 地割 326 - 1、畑、3,197 m²含む 2 筆 5,748 m²です。

中間管理事業へ賃貸借権の設定です。

申請番号 26、平館第 10 地割 106、田、732 m²を含む 42 筆 44,301 m²です。申請番号 27、平笠第 20 地割 46 - 2、畑、1,207 m²です。申請番号 28、平笠第 24 地割 441 - 1、田、1,167 m²です。申請番号 29、平笠第 16 地割 82 - 1、田、4,125 m²を含む 2 筆 6,056 m²です。申請番号 30、平笠第 19 地割 206、田、1,654 m²を含む 10 筆 16,463 m²です。申請番号 31、平笠第 19 地割 256 - 1、田、2,232 m²を含む 2 筆、3,287 m²です。申請番号 32、堀切第 2 地割 55 - 1、田、1,211 m²を含む 16 筆 27,848 m²です。申請番号 33、野駄第 1 地割 257 - 1、畑、1,275 m²を含む 7 筆 13,069 m²です。申請番号 34 晴山 96 - 2、田、1,639 m²です。申請番号 35、安代寺田 65、田、1,934 m²を含む 6 筆 7,927 m²です。申請番号 36、平笠第 22 地割 56 - 1、畑、2,252 m²です。

中間管理事業へ使用貸借権の設定です。

申請番号 37、大更第 27 地割 306、田、2,271 m²を含む 4 筆 8,950 m²です。申請番号 38、野駄第 18 地割 242 - 1、田、113 m²を含む 11 筆 4,692 m²です。

申請地の明細については、次の 21 から 27 ページの申請筆別明細をご覧ください。

今回の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上、審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山本会長）

以上で説明が終わりました。これより、議案第 6 号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第 6 号を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長 (山本会長)

よって、議案第6号『農用地利用集積計画の決定について』は、原案のとおり決定いたしました。

○議案第7号『農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案の作成に対する意見の決定について』

議長 (山本会長)

次に、議案第7号『農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案の作成に対する意見の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局 (高橋主任)

(提案理由朗読後、内容説明)

30ページをご覧ください。

八幡平市長より農用地利用配分計画案の策定について、意見を求められた案件は6件です。なお計画案の農地については、今回の総会において、農業経営基盤強化促進法により中間管理機構へ利用集積された農地です。

1、大更第27地割306、田、2,271㎡を含む4筆8,950㎡です。2、平笠第16地割82-1、田、4,125㎡を含む17筆30,432㎡です。3、堀切第2地割55-1、田、1,211㎡を含む16筆27,848㎡です。4、野駄第1地割257-1、畑、1,275㎡を含む14筆10,367㎡です。5、野駄第1地割491-1、田、728㎡を含む4筆7,394㎡です。6、安代寺田65、田、1,934㎡を含む7筆9,566㎡です。

今回の計画案につきましても、各地区の「人・農地プラン」に位置付けられた中心経営体へ配分するものであり、配分される者の経営状況についても、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、審議のほどよろしく願います。

議長 (山本会長)

以上で、説明が終わりました。これより質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (山本会長)

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第7号を採決いたします。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長（山本会長）

全員起立です。ご着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第7号『農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案の作成に対する意見の決定について』は、原案のとおり決定いたしました。

○議案第8号『農地移動適正化あっせん事業によるあっせんについて』

議長（山本会長）

次に、議案第8号『農地移動適正化あっせん事業によるあっせんについて』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（根守係長）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の36ページをご覧ください。今月の権利移動のあっせん申請は、売渡のあっせんが2件と貸借のあっせんが1件の合計3件です。

申請番号1、大更第36地割5-25、畑、1,400㎡を含む3筆4,790㎡です。

申請番号2、田頭第6地割119、田、976㎡を含む5筆3,448㎡です。

申請番号3、平館第11地割49、田、324㎡を含む15筆6,611㎡です。

申請地の明細については、次のページの申請筆別明細をご覧ください。

続いて、申請の内容について説明いたします。

関係資料の40ページをお開きください。申請番号1ですが、位置は、西根総合支所から北東へ約850m以内に点在しております。申請地は、野菜等を作付けしていた農地です。申請者は盛岡市好摩に在住で、夫婦ともども高齢となり、農地まで距離があるため耕作が困難となってきておりました。子は仙台市に在住で、後継者はなく、あっせんを申し出ました。売買を希望しておりますが、貸借でも構わないということでした。時期、価格については相手方と相談をして決めたいとのことです。契約が成立するまでは、自己保全管理を続けていくとのことです。

関係資料の47ページをお開きください。申請番号2ですが、位置は、平笠小学校から北西へ約900mとなります。申請地は申請者自身で水稻を作付けしている農地で、31年度も作付けする予定です。後継者がいないため、早めに引き受けていただく方を探してほしいということでした。売買を希望しておりますが、貸借でも構わないということでした。時期、価格については相手方と相談をして決めたいとのことです。

関係資料の50ページをお開きください。申請番号3ですが、位置は、JR平館駅から南へ約420mの地内と平館高等学校から東へ約1.4kmとなります。申請地は、基盤法の賃貸借の契約により水稻を作付けしておりましたが、相手方より病気のため継続できないという連絡がありまし

た。申請者は会社勤務で、農業を後継する者がいないので、あっせんを申し出ました。貸借を希望しており、時期、価格については相手方と相談をして決めたいとのことです。

併せて、関係資料の7ページに審査項目の一覧表を掲載しておりますので、ご確認願います。以上、よろしく願いいたします。

議長（山本会長）

以上で説明が終わりました。これより、議案第8号の質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑を終わります。それでは、この申し出の「農地あっせん」を行うこととして決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第8号『農地移動適正化あっせん事業によるあっせんについて』は、農地移動適正化あっせん事業実施要領4に基づく「農地あっせん」を行うことに決定されました。

これより、「あっせん委員の指名について」をお諮りいたします。

本案あっせん農地は、西根南地区および西根北地区の属地でありますので、その地区の方々があっせん委員になることが望ましいと思いますが、どなたにお願いしたらよろしいでしょうか。

はい、1番 三浦 委員。

1番（三浦委員）

議席番号1番の三浦美恵子です。

申請番号1番・2番ですが、あっせん農地は西根南地区の属地となっております。申請番号1番については、議席番号2番 日戸重雄 委員と議席番号1番の私の二人で受けたいと思います。申請番号2番については、議席番号8番 伊藤友美 委員と議席番号15番 藤原 純子 委員の二人で受けたいと思います。委員の皆さんにも情報がありましたら、私どもへ提供していただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

議長（山本会長）

西根北地区。

7 番（熊澤委員）

議席番号 7 番の 熊澤 威人です。

申請番号 3 番ですが、あっせん農地は西根北地区の属地となりますので、議席番号 13 番 高橋由則 委員と 7 番の私とで受けたいと思います。皆さんにおかれましても情報がありましたら、私どもへ提供いただきたいと思います。よろしくお願いします。

議長（山本会長）

それでは、農地移動適正化あっせん事業実施要項 8 に基づきまして、「あっせん委員」には、申請番号 1 番、1 番 三浦美恵子 委員、2 番 日戸重雄 委員にお願いします。申請番号 2 番、8 番 伊藤友美 委員、15 番 藤原純子 委員にお願いします。申請番号 3 番、7 番 熊澤威人 委員、13 番 高橋由則 委員にお願いしまして、これをもって指名します。

議案第 8 号『農地移動適正化あっせん事業によるあっせんについて』は、以上のように決定いたしました。他の委員の皆様におかれましても、この「あっせん農地」に係る「情報提供」のご協力をお願いいたします。

ここで 2 時 15 分まで休憩といたします。

休憩します。

（休憩）

議長（山本会長）

それでは、会議の再開時間となりました。ただいまより休憩前に引続き会議を再開いたします。ただいまの出席委員数は、19 名中 17 名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

○議案第 9 号『平成 31 年度農作業労賃と機械利用料金標準額表について』

議長（山本会長）

議案第 9 号『平成 31 年度農作業労賃と機械利用料金標準額表について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（佐々木主任）

総会資料の 10 ページをお開き願います。

（提案理由朗読後、内容説明）

それでは、内容の説明をさせていただきます。A 3 版の案をご覧ください。昨年 11 月からこれまでの農業委員会議事でご協議いただいておりますので、資料の添付は割愛させていただき、経緯などについては口頭のみで説明させていただきます。

今回の変更点は 3 点でございます。1 点目ですが、岩手県の最低賃金の改訂にともなう人力の部の標準額の値上げです。水田・畑作業の標準額を 6,100 円と値上げしております。また、時間給は 762 円、超過時間給は、953 円としております。機械の部につきましては、今回は料金の見直しは行わず、昨年と同様の金額としております。

変更の 2 点目ですが、消費税の増税が予定されていることから、機会の部の金額の表記について、

慎重にご審議いただいた結果、31年度に関しては外税表記で作成することといたしました。外税表記に伴い、備考に消費税が含まれてはいない旨、赤字で記載するという対応しております。これらにつきましては、検討委員会でも説明し意見なしといただいております。

3点目の変更点でございますが、検討委員会で提案のありました意見を受け、農業委員会議で協議した結果、欄外の説明書きから「米の価格」という表現を削除することとし、欄外の注意書きを変更しております。

そのほかに検討委員会から提案のありました意見に対し、ご協議いただいた結果、燃料高騰の際の5%アップなどの記載は行わない、乾燥調製の部分の備考においてくず米も含むと記載してほしいとの意見に対しては、農作業労賃標準額表の原案決定までに十分な協議をする時間がないことから、今回はくず米に関する表記の追加は行わず、次年度の会議のなかでしっかりと協議していくことと決定いただいております。

内容についての説明は以上となります。今後の流れでございますが、本日の総会で決定いただきまして、A3のカラー用紙に印刷し、4月11日に全戸配布となる予定でございます。

以上、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山本会長）

以上で、説明が終わりました。これより、議案第9号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり。）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第9号を採決いたします。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第9号『平成31年度農作業労賃と機械利用料金標準額表について』は、原案のとおり決定いたしました。

○議案第10号『農地利用最適化推進委員の委嘱に関し決定を求めることについて』

議長（山本会長）

次に、議案第10号『農地利用最適化推進委員の委嘱に関し決定を求めることについて』を議題とします。事務局より内容の説明を求めます。

事務局（立花事務局長補佐）

（提案理由朗読後、内容説明）

それでは、議案の説明に入らせていただきます。

皆様のお手元に別冊の議事参考資料をお配りしてございます。こちらの表紙をおめくりください。

第1期の推進委員の名簿となります。規定上は、27人ということで、4地区の合計27人となっているところではございますが、連番でいうところの16番、松尾地区でいいますと2番でございます。現在の時点で欠員の状態となっておりますところでございます。

それでは、次のページとなります。横版となりますが、再募集についてのスケジュールを載せてございます。30年度の3月分となります。本日でございますが、第11回総会におきまして農地利用最適化推進委員の決定をいただきますれば、決定の公表にはいらさせていただきます。ホームページにより市民の皆様へ周知を図る。あとは農地利用最適化推進委員の皆様へ周知を図るということで進めさせていただければと考えてございます。4月でございます。新年度でございますが、第1回総会におきまして、農地利用最適化推進委員の委嘱状の交付と考えておるところでございます。

次のページとなります。平成31年3月8日に開催されました八幡平市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者の選定委員会の内容を載せたものでございます。1番は内容で、2番が日時・場所・審査委員となります。委員長が山本会長、副委員長が石羽根会長職務代理者、委員といたしまして、各地区長・地区次長から出席をいただいております。西根北地区次長におかれましては所用のため欠席となっております。それに農林課長の高橋、後は当事務局から畑山、私ということで、計11名が出席してございます。審査の方法につきましては、推進委員の選任要領第2条第3条により行いました。審査結果につきましては、別紙のとおりでございます。1名を候補者としたところでございます。

次のページとなります。審査結果に基づき意見の提出となります。候補者審査委員会委員長から農業委員会会長へ提出されております。

次のページとなります。横版となりますが、意見の報告書となります。欠格事項は無し、候補者として該当しているという報告となっております。

次のページから8ページになりますが先ほどご説明いたしました選任要領となります。こちらの内容に基づいて審査を行いました。応募者多数ではなかったのですが、条文にもございます第3条第1号「その他必要と認める場合」に基づいて開催いたしました。1名でも透明な審査を行うべきであるということから、行ったところでございます。別表第2の得点配分を用いまして審査を行ったところでございます。

9ページとなります。1名の応募状況ということで載せてございます。区域名・氏名・職業・年齢・性別・経歴・農業経営の状況となりまして、あとは推薦又は応募ということで本人から提出された内容をそのまま記載しておるところでございます。以上でございます。松野・寄木地区の候補者を今回の総会で農地利用最適化推進委員として委嘱の決定をいただければと思っているところでございます。

説明は以上となります。

議長（山本会長）

以上で、説明が終わりました。これより、議案第10号の質疑・討論を行います。質疑・討論ござ

いませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (山本会長)

なしと認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第 10 号を採決いたします。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長 (山本会長)

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長 (山本会長)

よって、議案第 10 号『農地利用最適化推進委員の委嘱に関し決定を求めることについて』は、原案のとおり決定いたしました。

○議案第 11 号『八幡平市農業委員会事務局職員の任免について』

議長 (山本会長)

次に、議案第 11 号『八幡平市農業委員会事務局職員の任免について』を議題とします。事務局より内容の説明を求めます。

事務局 (畑山事務局長)

それでは資料の 12 ページをお願いいたします。

(提案理由朗読後、内容説明)

それでは、次のページの 13 ページとなります。別紙となります。4 月 1 日付けの定例の人事異動の内示となります。

(別紙資料内容の説明)

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長 (山本会長)

以上で、説明が終わりました。これより、議案第 11 号の質疑・討論を行います。質疑・討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (山本会長)

なしと認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第 11 号を採決いたします。本案につい

て、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長 (山本会長)

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長 (山本会長)

よって、議案第 11 号『八幡平市農業委員会事務局職員の任免について』は、原案のとおり決定いたしました。

6 閉会 (14時32分)

議長 (山本会長)

本件をもちまして、本日の総会に付議されました議案の審議は全て終了致しました。熱心にご審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、平成 30 年度第 11 回八幡平市農業委員会総会を閉会といたします。

ご協力ありがとうございました。お疲れ様でした。

事務局 (畑山事務局長)

ご起立願います。

相互に礼をお願いします。

「礼」。

ご着席願います。

八幡平市農業委員会会議規則第31条第2項の規定によりここに署名する。

平成31年4月23日

会 長 _____

8 番 委 員 _____

1 8 番 委 員 _____

平成30年度

第11回八幡平市農業委員会総会

日 時 平成31年3月25日（月）午後1時00分～
場 所 八幡平市役所ホール棟大ホール

次 第

1 開 会

2 議事録署名人の選任

3 会期の決定

4 報 告

- (1) 第13回運営委員会報告
- (2) 農地法に関する業務報告

5 議 事

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について

議案第2号 買受適格証明願に対する可否の決定について

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について

議案第5号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について

議案第6号 農用地利用集積計画の決定について

議案第7号 農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案の作成に対する意見の決定について

議案第8号 農地移動適正化あっせん事業によるあっせんについて

議案第9号 平成31年度農作業労賃と機械利用料金標準表について

議案第10号 農地利用最適化推進委員の委嘱に関し決定を求めることについて

議案第11号 八幡平市農業委員会事務局職員の任免について

6 閉 会